

現職の森山氏が当選

摂津市長選挙
森山一正氏が当選



任期満了に伴う摂津市長選挙の投票が9月18日に行われ、即日開票の結果、現職の森山一正氏（72歳）が当選しました。

開票結果
当 森山一正
1万4千471票

大澤千恵子
4千744票

清水信行
3千506票

※当日有権者数
6万9千655人

投票率
32・88%

地域の事業者と防災協定

(株)コノミヤと
災害時における支援物資の供給協定

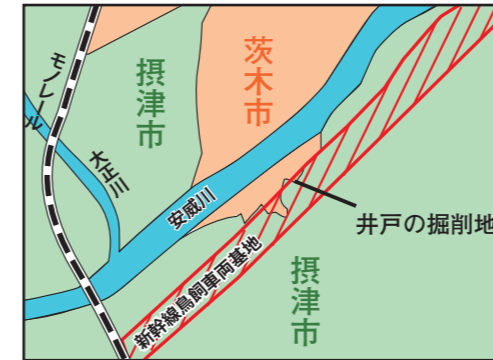


9月8日、市は(株)コノミヤ（大阪市鶴見区）と災害時における物資の供給等に関する協定を締結しました。同社は、関西を中心にスーパーマーケットを展開しており、市内では2店舗営業しています。

同社が保有している商品を市が供給要請することができ、同社は可能な限り応じるといいます。協定書に調印した同社代表取締役社長の芋縄隆史氏は、「災害時には、地域のみなさんへの恩返しを持ち、全市民が協力して、力を発揮したい」と話し、森山一正市長は、「災害対策は、地域の協力が不可欠。市民の日常生活に密着した事業者と協力関係を持つことは非常に心強くありがたい」と話していました。

断固たる決意で行動

新幹線基地訴訟、控訴審へ
第一審判決は摂津市の請求を棄却



JR東海が鳥飼車両基地で井戸掘削を強行したことは、摂津市と締結している環境保全協定に違反するとして、市がJR東海に工事の中止を求めた訴訟で、9月2日、大阪地裁は市の請求を棄却。この判決を不服として市は12日、大阪高裁に控訴しました。

▲JR東海が「協定の適用外」と主張する井戸掘削現場

訴訟では、協定の効力が基地全体に及ぶかが争点でしたが、「協定の適用範囲は摂津市域に限られる」として、茨木市域での井戸掘削を認める判断が下されました。判決は、過去に基地周辺で大規模な地盤沈下が発生した事実を考慮せず、地下水くみ上げによって地盤沈下が再発する危険性について

争点は「協定」の適用。訴訟では、協定の効力が基地全体に及ぶかが争点でしたが、「協定の適用範囲は摂津市域に限られる」として、茨木市域での井戸掘削を認める判断が下されました。判決は、過去に基地周辺で大規模な地盤沈下が発生した事実を考慮せず、地下水くみ上げによって地盤沈下が再発する危険性について

今回の判決までの経緯

- 昭和39年～47年 鳥飼車両基地の隣接地域で地盤沈下を観測
- 昭和52年 9月 国鉄ほか市内75社と環境保全協定を締結
- 平成26年 6月 JR東海の井戸掘削計画が発覚
- 7月 市長からJR東海に協定遵守の要請書を提出
- 9月 ▽市長からJR東海に通告書を郵送▽大阪地裁に工事等仮処分命令申立書を提出▽JR東海が工事強行（30日）
- 11月 大阪地裁に訴状を提出（14日）
- 平成27年 1月 大阪地裁で裁判開始（30日）
- 5月 JR東海の揚水試験の実施が判明（22日）
- 平成28年 9月 ▽大阪地裁が市の請求を棄却する判決（2日）▽市が大阪高裁に控訴（12日）

何ら判断を示さないまま、くみ上げ再開を容認しており、住民の不安感に対して何の回答も示していません。また、協定が地下水をくみ上げさせない法的拘束力はないとの見解は、「約束は守られるもの」という当然の出発点を見過ごし、摂津市域においても事業者は協定を守る義務はないとするもので、極めて不当な判決です。

自治連合会がJR東海に提出した反対署名。鳥飼地区自治連合会の三宅利昭会長は、「新幹線



公害に苦しめられてきた沿線住民の声を無視し、地下水くみ上げの再開を認める不当な判決だ。先人の苦労が水の泡になり、いつ地盤沈下が起こるか分からない不安な状態で暮らすことになる」と怒りをあらわにしました。地盤沈下は一度発生すれば元に戻りません。市としては、絶対に地盤沈下しない保証がない限り、井戸の使用は到底認められるものではなく、引き続き、市民の皆さんとともに断固たる決意で行動していきます。

もくじ

- 4～11 **【特集】摂津が歩んだ50年**
- 4～10..... **あの日、あの場所の記憶**
- 11..... **市民インタビュー あの日、あの時**
- 12～31..... ■ お知らせ／募集（12～14） ■ 相談（15）
- 健康（16～17） ■ 公民館（18～19）
- スポーツ・文化（19～20） ■ 図書館（21）
- 児童センター、男女共同参画センター、教育、その他（22～23） ■ 産業振興（25）
- 福祉（24） ■ 地域／市民活動（28～29）
- 子育て（26～27） ■ ごみ・資源（30）